# 新旧対照表

新 旧

「らくらくネット情報便」取扱約款

### 「らくらくネット情報便」取扱約款

#### 第1条 約款の趣旨

この約款は、岡三証券株式会社(以下「当社」といいます。)が第2条で規定する書面(以下「対象書面」といいます。)の交付等に代えて、対象書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を、電子情報処理組織(お客様の使用に係るコンピューター等と当社の使用に係るコンピューター等とを電気通信回線等で接続した情報処理システムをいいます。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により、お客様に提供するサービス(お客様から電磁的方法により受入れる場合を含みます。以下「らくらくネット情報便」といいます。)について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(削除)

#### 第3条 対象書面の交付

「らくらくネット情報便」による対象書面の交付は、当社ホームページからリンクするサイト(パスワード<u>等</u>の入力後に表示されるお客様の専用ページ。以下「お客様ファイル」といいます。)内に、PDF形式により記載事項を掲載することにより、紙媒体による書面の交付に代えるものとします。

当社は、対象書面をお客様ファイルに新たに掲載した 場合は、「らくらくネット情報便」に登録されているお 客様のメールアドレスに新たな対象書面を掲載した旨を 通知するものとします。

また、お客様は、当社が提供するPDFファイルの閲覧及び印刷を行うことができるPDF閲覧ソフト(※)を使用するものとします。対象書面は、お客様ファイルに掲載した日から5年間(法定交付書面のみ)、閲覧及

#### 第1条 約款の趣旨

この約款は、岡三証券株式会社(以下「当社」といいます。)が第2条で規定する書面(以下「対象書面」といいます。)の交付等に代えて、対象書面に記載す<u>る</u>べき事項(以下「記載事項」といいます。)を、電子情報処理組織(お客様の使用に係るコンピューター等とを電気通信回線等で接続した情報処理システムをいいます。)を使用する方法での他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により、お客様に提供するサービス(お客様から電磁的方法により受入れる場合を含みます。以下「らくらくネット情報便」といいます。)について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

### 第3条 お申込方法

お客様が「らくらくネット情報便」を申込む場合は、この約款の内容を承諾のうえ、当社所定の申込書又は当社ホームページからリンクする「らくらくネット情報便」の申込画面から申込むものとします。「らくらくネット情報便」に関する契約は、当社がお客様の当該お申込を承諾したときに成立するものとします。

なお、お客様は、この約款第2条に基づく対象書面に ついて、「らくらくネット情報便」を包括的に申込むも のとします。

#### 第4条 対象書面の交付

「らくらくネット情報便」による対象書面の交付は、当社ホームページからリンクするサイト(<u>ログインI</u> <u>D・</u>パスワードの入力後に表示されるお客様の専用ページ。以下「お客様ファイル」といいます。)に、PDF 形式<u>又はHTML形式</u>により記載事項を掲載することにより、紙媒体による書面の交付に代えるものとします。

当社は、対象書面をお客様ファイルに新たに掲載した場合は、「らくらくネット情報便」に登録されているお客様のメールアドレスに新たな対象書面を掲載した旨を通知するものとします。 (お客様が、新たに掲載された対象書面の閲覧等を行ったことを当社が確認している場合は、当該通知を行わない場合があります。)

また、お客様は、当社が提供するPDFファイルの閲覧及び印刷を行うことができるPDF閲覧ソフト(※)

 $\Box$ 

びダウンロード並びにプリンター等による紙媒体への出力を可能とし、当社からお客様への紙媒体による交付は 停止します。

(※「らくらくネット情報便」の画面上からダウンロードが可能です。)

## 第4条 対象書面の受入れ

### 第5条 「らくらくネット情報便」の変更

当社は、あらかじめ当社ホームページ等により変更内容を通知した場合は、「らくらくネット情報便」による対象書面の交付方法及び形式等を変更することができるものとします。

## 第6条 「らくらくネット情報便」の停止

### 第7条 対象書面の郵送等による交付

法令・諸規則の変更・監督官庁の指示又は当社が必要 と認めた場合、対象書面(既に掲載済みの対象書面を含 みます。)を郵送等により交付することがあります。

また、この場合、郵送等により交付した対象書面について、事後的に「らくらくネット情報便」による提供<u>は</u>行いません。

#### 第8条 届出事項の変更

お客様は、「らくらくネット情報便」の<u>メールアドレス等のお届出事項</u>に変更があった場合には、当社所定の手続きにより当該変更内容について、速やかに当社に届け出るものとします。

## 第9条 確認事項

- (1) 「らくらくネット情報便」により交付された対象 書面について、<u>当社はお客様に代わって対象書面を印刷</u> してお客様へ交付は行いません。
- (2) 「らくらくネット情報便」のパスワード<u>(オムニネットのパスワードとは別で管理されます。)</u>について、規定回数以上の誤入力が行われた場合は、「らくらくネット情報便」の利用を停止します。当該停止の解除は、当社所定の手続きにより、お客様の本人確認を行った後に行います。
- (3) 「らくらくネット情報便」のパスワード<u>等</u>を失念 した場合における当社からお客様へのパスワード<u>等</u>の通 知については、当社所定の手続きにより、<u>お客様の本人</u> 確認を行った後に行います。
- (4) 「らくらくネット情報便」は2023年1月6日 までの取引等に関する対象書面を電磁的方法により提供

を使用するものとします。対象書面は、お客様ファイルに掲載した日から少なくとも5年間(法定交付書面のみ)、閲覧及びダウンロード並びにプリンター等による紙媒体への出力を可能とし、当社からお客様への紙媒体による対象書面の交付は停止します。ただし、当社が必要と判断した場合及びお客様が紙媒体による交付を希望する場合は、紙媒体による交付を行うものとします。

(※「らくらくネット情報便」の画面上からダウンロードが可能です。)

## 第5条 対象書面の受入れ

### 第6条 「らくらくネット情報便」の変更

当社は、あらかじめ当社ホームページ<u>への掲載又は電子メール</u>等により<u>お客様に変</u>更内容を通知した場合は、「らくらくネット情報便」による対象書面の交付方法及び形式等を変更することができるものとします。

## 第7条 「らくらくネット情報便」の停止

#### 第8条 対象書面の郵送交付

法令・諸規則の変更・監督官庁の指示又は当社が必要 と認めた場合、対象書面(既に掲載済みの対象書面を含 みます。)を郵送等により交付することがあります。

また、この場合、郵送等により交付した対象書面について、事後的に、「らくらくネット情報便」による提供を行わない場合があります。

#### 第9条 届出事項の変更

お客様は、「らくらくネット情報便」の<u>申込内容</u>に変 更があった場合には、当社所定の手続きにより当該変更 内容について、速やかに当社に届け出るものとします。

### 第 <u>10</u>条 確認事項

- (1) 「らくらくネット情報便」により交付された対象 書面について、紙媒体による交付を行う場合には別途手 数料をいただく場合があります。
- (2) 「らくらくネット情報便」の<u>ログインID・</u>パス ワードについて、規定回数以上の誤入力が行われた場合 は、「らくらくネット情報便」の利用を停止します。当 該停止の解除は、当社所定の手続きにより、お客様の本 人確認を行った後に行います。
- (3) 「らくらくネット情報便」の<u>ログインID・</u>パスワードを失念した場合における当社からお客様への<u>ログインID・</u>パスワードの通知については、当社所定の手続きにより、<u>当社所定の方法により行います。なお、当該手続きについては、一定の期間を要します。</u>

(新設)

新

旧

します。

(5) 2023年1月6日時点で「らくらくネット情報便」を契約されているお客様は、新たに開始される「電子交付サービス」の申込みについて承諾を行ったものとして取扱います。

### 第10条 契約の解除

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、「らくらくネット情報便」の契約は解除されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の方法により「らくらくネット情報便」の利用中止の申し出を行い、当社がこれを確認した場合、本サービスの利用は終了します。また、オムニネットサービスや電子交付サービスの契約が終了した場合には、関連する本サービスも終了するものとします。なお、本サービスの終了にあたっては、既に電磁的方法により提供を行った対象書面について、お客様より消去する指示があったものとみなし、当社は記載事項を消去することがあります(お客様が必要な対象書面は、利用終了の申し出までに、書面の印刷・ファイルの保存などを行ってください)。
- (2) お客様が保護預り口座や振替決済口座などを解約し、当社との証券取引等を終了する場合、上記(1)と同様に本サービスは終了します。なお、本サービスの終了にあたっては、既に電磁的方法により提供を行った対象書面について、お客様より消去する指示があったものとみなし、当社は記載事項を消去することがあります(お客様が必要な対象書面は、利用終了の申し出までに、書面の印刷・ファイルの保存などを行ってください)。
- (3)次に掲げるいずれかの事由により、当社が「らくらくネット情報便」の契約解除を申し出た場合、お客様ファイルに掲載している対象書面について、紙媒体等による交付を行い、対象書面の掲載を中止する場合があります。

## 第 <u>11</u>条 免責事項

当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害について、免責されるものとします。

 $(1)\sim(2)$ 

- ( 現行どおり )
- ③ 第5条に基づく変更により生じた損害
- ④ 第6条に基づく停止により生じた損害
- ⑤ 第7条に基づく郵送等による交付により生じた損害
- ⑥ 第8条に基づく変更の遅延等により生じた損害
- ⑦ お客様がパスワード等の管理を怠ったことに起因するお客様ファイル内容の漏洩等により生じた損害

(新設)

### 第11条 契約の解除

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、「らくらくネット情報便」の契約は解除されるものとします。<u>また、当該契約が解除され、お客様から「らくらくネット情報便」による対象書面の掲載を中止する旨の指図があった場合、お客様ファイルに掲載している対象書面の掲載を中止します。</u>

(1) お客様が当社所定の方法により「らくらくネット情報便」の利用中止の申し出を行い、当社がこれを確認した場合

(2) お客様<u>の</u>保護預り口座<u>及び</u>振替決済口座<u>が閉鎖さ</u> れた場合

(3) 次に掲げるいずれかの事由により、当社が「らくらくネット情報便」の契約<u>の</u>解除を申し出た場合<u>(</u>お客様ファイルに掲載している対象書面について、紙媒体等による交付を行い、対象書面の掲載を中止する場合があります。)

## 第 <u>12</u>条 免責事項

当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害について、免責されるものとします。

1~2

(省

**略**)

- ③ 第6条に基づく変更により生じた損害
- ④ 第7条に基づく停止により生じた損害
- ⑤ 第8条に基づく郵送交付により生じた損害
- ⑥ 第9条に基づく変更の遅延等により生じた損害
- ⑦ お客様が<u>ID・</u>パスワード等の管理を怠ったことに 起因するお客様ファイル内容の漏洩等により生じた損 害

新	旧
第 <u>12</u> 条 準拠法・合意管轄	第 <u>13</u> 条 準拠法・合意管轄
第 <u>13</u> 条 約款の変更	第 <u>14</u> 条 約款の変更
以上	以上